

館林市国民保護協議会 会議録

開催日時	令和4年4月11日（月）午後1時30分から午後2時まで
開催場所	館林市役所5階501（AB）会議室
委員出欠	出席委員26名（対面会議23名、オンライン会議3名）、欠席委員2名
出席委員	<p>市長（会長） 前橋地方気象台長 陸上自衛隊第12後方支援隊衛生隊長 館林行政県税事務所長 館林保健福祉事務所長 館林土木事務所長 館林警察署長 館林市副市長 館林市教育委員会教育長 館林市政策企画部長 館林市総務部長 館林市市民環境部長 館林市保健福祉部長 館林市経済部長 館林市都市建設部長 館林市議会事務局長（代理：議会事務局次長） 館林市教育委員会教育次長 日本郵便株式会社館林郵便局長（代理：総務部長） N T T 東日本群馬支店長（代理：群馬災害対策室長） 東京電力パワーグリッド株式会社太田支社長 館林瓦斯株式会社代表取締役社長（代理：専務取締役） 一般社団法人群馬県LPガス協会館林・邑楽支部長 公立館林厚生病院副院長 邑楽館林医療企業団事務局長 館林消防団長 館林市区長協議会長</p>
欠席委員	<p>一般社団法人館林市邑楽郡医師会長 東武鉄道株式会社館林駅長</p>
事務局	<p>館林市安全安心課長 館林市安全安心課危機管理・国土強靱化係長 館林市安全安心課危機管理・国土強靱化係員</p>

議事事項	<p>1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 館林市国民保護協議会運営要綱改正（案）について (2) 館林市国民保護計画（修正案）の最終案について (3) 館林市国民保護計画（修正案）の答申について 4 その他</p>
事務局 (課長)	<p>定刻となりましたので、ただいまから「館林市国民保護協議会」を開会いたします。本日司会を務めます、総務部安全安心課の落合と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、開会にあたりまして、当協議会の会長であります、多田善洋市長からあいさつを申し上げます。</p>
会長 (市長)	<p>館林市国民保護協議会に当たりまして、ひと言、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は、ご多用の中、館林市国民保護協議会にご出席いただき、心からお礼申し上げます。また、皆さまには、日ごろから市行政の推進に当たり、格別のご理解ご協力をいただき、感謝申し上げる次第であります。さて、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻が続いているなど、非常に心配な状況が続いているところであり、平和を脅かすテロ行為や武力攻撃などへの対処等について、様々な課題がございます。何か大規模テロあるいは武力攻撃事態等が発生した場合の住民の避難や救援、武力攻撃による災害への対応は、館林市民の生命・身体・財産を守る最重要事項と考えております。委員の皆様には、忌憚のないご意見を願ひいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、最初に、皆さまに配付しております資料の確認をお願いします。</p>
事務局 (係長)	<p>「次第」の裏面に資料一覧を記載させて頂いておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>～省略～</p> <p>資料等の不足がございましたら、お手数ですが挙手をお願いいたします。オンライン会議へのご出席のかたも、資料等の不足がありましたら、挙手機能でお知らせいただきますようお願いいたします。データにて送付いたします。</p> <p>それから、新しく委員になられた皆さまのお席には、資料と一緒に委嘱状、又は委員の任命通知を置いております。本来であれば、会長から直接お渡しし、ご紹介させていただきたいところですが、コロナ禍であることを鑑み、配布をもって、委嘱状の交付、委員の任命とさせていただきたいと思っておりますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。人事異動などにより、新しく委員となられた方につきましては、資料の「出席者表」の右端に「新」と表記させていただいております。</p> <p>確認については以上でございます。</p>

<p>事務局 (課長)</p>	<p>それでは、早速ですが、議事に入ります。 館林市国民保護条例第4条の規定に基づきまして、会長が議長となることとなっております。また、館林市附属機関等の会議の公開に関する要綱第5条の規定に基づき、本日の会議は公開とさせていただきます。 それでは、これからの議事進行を会長にお願いいたします。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>それでは、限られた時間ではありますが、皆様のご協力をいただき、議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。 まず、「館林市国民保護協議会運営要綱改正（案）について」を議題といたします。これにつきまして、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局 (係長)</p>	<p>それでは、「館林市国民保護協議会運営要綱改正（案）について」ご説明いたします。 「館林市国民保護協議会運営要綱」につきましては、館林市国民保護協議会条例第7条に基づき、館林市国民保護協議会の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものであり、会長が協議会に諮ることになっております。現在の要綱は、計画策定時、平成18年12月6日に開催した協議会において承認されたものです。今回の改正の内容につきましては、条例との重複を削除し、そのほか部署名の修正など、軽微な変更を行うものとなります。変更箇所については、「館林市国民保護協議会運営要綱 新旧対照表」にございます。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいま、「館林市国民保護協議会運営要綱改正（案）について」を説明いたしました。ご質問はございませんか。リモート参加の皆さまもございませんか。ご質問がないようなので、「改正（案）」を削除していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。 続きまして、「館林市国民保護計画（修正案）の最終案について」を議題といたします。これにつきまして、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局 (係長)</p>	<p>それでは、「館林市国民保護計画（修正案）の最終案」について、ご説明申し上げます。 協議会委員のみなさまに、第1回協議会開催日の令和3年10月4日から10月20日まで意見の募集を行ったところ、『館林市国民保護計画（修正案）』に対する意見と対応のとおり、意見が93件提出されました。意見のほとんどは、文言あるいは表現方法の修正でした。いただきましたご意見に対し対応を行い、県との「事前協議」を行ったところ、「館林市国民保護計画修正案に対する県からの意見について」のとおり、県からの意見が2件ありました。県からの指示に基づき、『館林市国民保護計画修正案に対する県からの意見』への対応についてにございますとおりの再修正を行い、再度県に事前協議を依頼したところ、計画（修正案）に対して承認を得ました。また、並行して、関係機関からも意見の募集を行いました。意見の提出はございませんでした。その後、館林市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、承認を得た修正案を公表し、令和4年2月1日から2月28日まで、パブリックコメントを実施したところ、意見の提出はござい</p>

	<p>ませんでした。平成19年度に策定した計画からの変更箇所については、「館林市国民保護計画 新旧対照表」のとおりでございます。以上の流れで修正を行った最終案が「館林市国民保護計画（修正案）」でございます。</p> <p>本来、当初の予定ですと令和3年度中に館林市国民保護計画の修正が完成する予定でしたが、前回の協議会においてご意見を多数いただき、その調整と県との協議に時間を要したことから、当初の予定よりずれ込んでしまっております。こうしたことから、最終案については、県協議を行った時点での館林市役所の組織機構が掲載されており、新年度に新設された「こども局」や「ほ場整備課」等が反映されていない状況となっております。これにつきましては、今後計画の修正を行う際に変更等を行いますので、委員の皆様方にはご了承のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいま、「館林市国民保護計画（修正案）の最終案」を説明いたしました。ご質問はございませんか。リモート参加の皆様もございませんか。質問がないようなので、続きまして「館林市国民保護計画（修正案）の答申について」を議題といたします。先ほど、計画修正案についてご審議いただきました結果、質問もなく、ご承認いただきましたので、この計画素案の内容をもって、答申をするということで、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局から答申（案）を読み上げてください。</p>
<p>事務局 (係長)</p>	<p>～答申（案）を読み上げる～</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>ただいま、事務局が答申（案）を読み上げましたが、この内容で、館林市国民保護協議会としての答申といたしますが、いかがでしょうか。</p>
<p>前橋地方 気象台長</p>	<p>内容の日付が「令和4年」となっているが、「令和3年」の誤りだと思います。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>答申の内容の日付が「令和4年10月4日」となっています。これについて事務局から回答願います。</p>
<p>事務局 (係長)</p>	<p>大変失礼いたしました。ご意見ありがとうございます。正しくは、「令和3年10月4日」となります。お詫びして訂正いたします。大変申し訳ございません。</p>
<p>会長 (市長)</p>	<p>他に何かございますか。</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、議事が終了いたしました。</p> <p>皆さまには館林市国民保護計画の修正にお力添えいただきまして、まことにありがとうございました。心からお礼申しあげ、進行を司会と交代させていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (課長)</p>	<p>多田会長ありがとうございました。</p> <p>続いて、その他ということで、事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、市町村国民保護計画の事務の流れについて説明させていただきます。計画の</p>

<p>(係長)</p>	<p>修正にあたっては、こちらに示されている事務の流れを踏む必要がございます。流れのうち、本日の協議会は、「市町村国民保護協議会へ諮問（市町村）」に該当しております。</p> <p>続いて、計画の変更に係る今後の予定についてご説明いたします。先ほど、当協議会におきまして答申されましたので、すぐに群馬県知事との正式協議に入ります。おおよそ2週間ほどで正式協議が終了すると県より伺っておりますので、今月下旬には、「館林市国民保護計画」が決定するものと考えております。知事協議終了後、委員の皆様はその結果を報告いたします。報告の方法は、郵送での通知を予定しております。次に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、市議会に報告いたします。その後、ホームページなどで市民への公表を予定しております。また、決定した「館林市国民保護計画」は、今年度において「資料編」を含め製本しまして、委員の皆様への配付を予定しております。</p> <p>今後、計画の変更を行う場合には、軽微な変更の場合を除き、本協議会を開催して諮問することとなります。その際には、委員の皆様には改めてご案内をさせていただきますので、ご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、ご参考ですが、協議会委員の任期につきましては、国民保護法第40条第5項に基づき2年となっており、補欠委員はその残任期間となっております。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>続いて、「令和3年度群馬県国民保護共同図上訓練報告書」をご覧ください。国民保護に関する訓練は、消防庁が毎年、国、地方公共団体、警察、消防、自衛隊及びその他関係機関の活動要領の確認及び相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図ることを目的として行っております。群馬県における国民保護訓練は、図上訓練と実動訓練が交互に、おおよそ2年に1回実施されており、近年では、前橋市と共同で、平成29年度に図上訓練、令和元年度に実動訓練が行われました。今回、館林市は、館林地区消防組合がNBC災害対応部隊を備えているということと、近年の訓練が東毛地区で行われていないという理由で選出され、訓練を行うこととなりました。「令和3年度群馬県国民保護共同図上訓練」は、令和3年11月16日に開催されました。訓練は、ダノン城沼アリーナ（城沼総合体育館）において、化学剤散布事案と東武伊勢崎線館林駅構内で爆発物が発見されるという、想定テロ事案に基づく状況付与型の図上訓練形式で行われました。群馬県庁と館林市役所の2つの会場で行われ、館林市会場では、訓練想定に基づいた初期対応に係る情報の処理や本部員会議への協議の実践と、市長が群馬県緊急対処事態対策本部本部員会議へオンライン通信により出席しました。</p> <p>この訓練事案に基づき、避難実施要領のパターンを作成いたしましたのでご説明させていただきます。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる国民保護法）では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定め</p>
-------------	--

	<p>て、その定めるところにより避難住民を誘導することとされています。避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなります。国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められます。しかし、実際に住民を避難させるに当たっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要があり、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでかなりの時間を要することとなってしまいます。そこで、基本指針において、市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされています。今回は、図上訓練のテロ事案の1つであった、館林駅での爆発物の対処について作成いたしました。今後も様々な状況を想定した避難実施要領のパターンを作成し、国民保護事態に備えて参ります。</p>
<p>事務局 (課長)</p>	<p>その他、各委員の皆様から全体を通じてご意見等ございますか。リモート参加の皆様もございませんか。</p> <p>ご意見やご質問がないようなので、以上をもちまして、館林市国民保護協議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。</p>